

15 情報公開・説明責任

(1) 財政公開

1) 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状の説明】

財務情報の公開については、まず、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に、表 - 15 - 1 の書類を作成するとともに、監事の作成する監査報告書を事務所に備え置き、在学者・職員、その他の利害関係人から請求があった場合には、それらを閲覧に供している。

表 - 15 - 1 閲覧に供している財務書類

・財産目録		
・貸借対照表	・資金収支計算書	・消費収支計算書
・資金収支内訳表	・人件費支出内訳表	・消費収支内訳表
・固定資産明細表	・借入金明細表	・基本金明細表

これらは、学校法人会計基準に従い作成したものである。

職員に対しては財務書類の背景となる、事業の方針やその内容、財政に影響を及ぼす各種トレンド情報及び財政指標並びに志願者・学生数等をグラフ化し、これらを用いて説明し、大学の状況をより理解できるようにしている。また、閲覧に供している資料、それらを補足する資料等については、常時、学内LANを介して情報検索できるようにしている。

【点検・評価】【長所と問題点】

私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等についての『16文科高第304号及び第305号(通知)』の趣旨、概要及び留意すべき事項に鑑みて、本学園の公開状況を見てみると、法で義務付けられている閲覧書類については、新設の事業報告書を除き、完備している。従って、平成16年度以降においては、その事業報告書を、その通知で示している雛型に準拠して作成し、備え置き、閲覧に供するようにすれば、問題ないと判断している。

一方、閲覧・公開の対象者については、学内の対象者については、財政の状況を承知しうるように十分配慮しているが、学外の対象者(例えば、学生生徒の父母)には、求めがあれば公開することとしているが、公開請求は今日までのところはない。

【将来の改善改革に向けた方策】

前述のように、学内的には、財政の公開と説明責任は果たしている。今後は、例えば、ホームページ、学内報など、広く社会に対して、本学園の財政の適切性を明らかにするなど、公開性のさらなる充実・改善を図るための方法を検討していく必要があると考えている。

(2) 自己点検・評価

1) 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状の説明】

大学基準協会の相互評価の点検項目に従い平成11年年に実施した自己点検評価結果は、自己点検報告書(学内版)としてまとめられ、本学の全職員に配布され、その内容は、ウェブ上に登録し、学内の職員にのみ公開している。さらに、教員の経歴、研究分野等をまとめて記した教員総

覧2000も冊子体で発刊されており、学内はもとより外部の教育機関や研究機関に配布している。

【点検・評価】【長所と問題点】

学則第2条の規定に基づき、これまでに5年周期で自己点検評価が実施し、その報告書は、学内外の教育機関等に配布し、情報公開をしてきている。現在でも、他大学から、報告書の献本の依頼がきている。また、自己点検評価報告書の内容は、ウェブ上に登録し、学内の教職員のみ公開されているが、在学生や学外には、発信されていない。

【将来の改善改革に向けた方策】

自己点検評価結果の公開は、報告書による配信のみならず、本学のホームページからその内容を、在学生のみならず、学外にも発信したい。ただし、平成17年年4月から、個人情報保護法が施行されたので、個人情報保護に対して配慮する必要があると考えている。

2) 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状の説明】

自己点検評価報告書と基礎データに基づき平成11年7月に大学基準協会の「相互評価」に申請し、平成12年年3月に、適合の認証を得ている。同時に、「相互評価」に対する2,3の勧告と助言を指摘されたので、平成15年7月付けで大学基準協会に改善報告書を提出している。

本学に関する相互評価結果を付した現状と展望（大学基準協会「相互評価」）報告書2000は、学内の教職員および学外の教育機関等に、配布している。また、報告書の内容は、ウェブ上に登録し、学内の教職員のみ公開している。

【点検・評価】【長所と問題点】

中部地区の私立工業大学のトップを切って、平成11年度の大学基準協会「相互評価」を受けて、その内容は、既述のとおり現状と展望（大学基準協会「相互評価」）報告書2000として、学内外に配布しているが、インターネット等を利用しての学内外への発信面では遅れており、今後は、大学のホームページから、広く学内外に発信し、本学の外部評価の結果を公開していく必要がある。

【将来の改善改革に向けた方策】

本学の学則第2条の2には、情報の積極的な提供（公開）が謳われており、現在各部局および委員会ごとに審議し、情報の公開を行っているが、個人情報保護法も踏まえ、要請を受けて情報公開する場合の本学の規定と組織について、検討する必要がある。

今後は、大学基準協会「相互評価」報告書の内容は、報告書による配信のみならず、本学のホームページからその内容を、学内外にも発信公開したい。